

～行政機関からお知らせです～

(公正取引委員会(※1)・滋賀労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・滋賀運輸支局)

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■2024年問題への取組■

1. 荷主事業者に対する合同荷主パトロール等を実施します【公正取引委員会】

- ・国土交通省が実施している「集中監視月間」(本年10月・11月)において、公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携し、合同荷主パトロールを実施します。
- ・荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、荷主事業者等の営業所、物流拠点等への取適法、改正物流法の周知活動を行います。



2. 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果について【滋賀労働局】

全国の労働基準監督署による令和6年の監督指導等の結果を公表します。厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、関係法令の周知・啓発、適正な労働条件の確保に取り組みます。また、トラック運転者の長時間労働のは正のため、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないことについて、発着荷主等に対する要請を行っていきます。



3. 物流革新に向けた取組の推進予算(令和8年度概算要求)の紹介【近畿農政局】

農林水産省では、物流効率化・取引適正化の制度整備を後押しとして対応を進め、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備への支援するため概算要求をしています。

※成立後の予算の内容により、事業内容及び予算額に変更があります。



4. 価格転嫁サポート連絡会／【近畿経済産業局】

近畿地域5機関連携による改正物流効率化法説明会の開催

本省説明会資料
(9月18日開催)は[こちら](#)



・9月24日、価格転嫁サポート連絡会(大阪エリア)を発足しました

(12月にセミナーを予定)。

・12月19日、近畿地域5機関連携による改正物流効率化法に関する説明会をオンラインにより開催します。

※セミナー、説明会はいずれも詳細は決まり次第ご案内いたします。

5. 「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します【滋賀運輸支局】

・本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

・集中監視月間では、公正取引委員会と連携し、荷主等への合同パトロールを全国規模で実施し、改正物流法や来年1月に施行される取適法(改正下請法)の周知啓発活動を合同で行います。

・新たに外部チームとして「Gメンアシスタント事務局」を設置し、トラック・物流Gメンが行う活動の総合的なサポートや分析業務を実施することで、荷主等の監視体制の強化を図ります。

■長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先は[こちら](#)■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

下請事業者(匿名)から
買いたたきなどの違反
行為を行っていると疑
われる親事業者に関する
情報を収集していま
す。



滋賀運輸支局

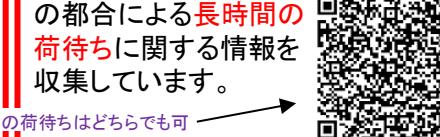
意見等の募集窓口

運送事業者やドライバー等から、
長時間の荷待ち、契約
にない附帯業務の強要
など違反原因行為を行
っているおそれのある荷
主情報を収集しています。

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

運送事業者やドライバー等から、
荷主・元請運送事業者
の都合による長時間の
荷待ちに関する情報を
収集しています。

長時間の荷待ちはどちらでも可



滋賀労働局

各機関のお問い合わせ先は、二次元バーコードの読み取り先をご覧ください。

(※1)正式には公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所